

(出所) 上海世博局ウェブサイト、ジェトロ仮訳

『2010年上海世界博覧会の知的財産権保護の概要』が登場

(世博局ウェブサイト 2007年01月31日)

世界各国ならびに国際組織にかかわる知的財産権、知的成果物に対する保護に力を入れるため、中国は『2010年上海世界博覧会の知的財産権保護の概要』を制定し、発表した。『概要』は、手続きの利便化、法執行の強化、サービスの改善といった面で、参加者の知的財産権の保護を強化する十項目の措置を提示し、最終的に上海世界博覧会中国国家組織委員会の名で各参加者に交付した。万博ネットはここに『2010年上海世界博覧会の知的財産権保護の概要』の全文を掲載する。

2010年上海世界博覧会の知的財産権保護の概要

本概要は、中国の知的財産権の法律制度を依拠とし、世界博覧会の特徴ならびに上海世界博覧会の各参加者の実需に照準を合わせて、各参加者の知的財産権の保護強化にかかわる中国政府の措置を提示することを目的とするものである。

一、中国における知的財産権保護の基本的状況

中国は悠久の歴史を持つ古い文明の国である。数千年にわたり、多くの傑出した中国の科学家、発明家、文学者、芸術家が、輝かしい知的成果を以って、人類の発展と進歩のためにきわめて大きな貢献をしてきた。1970年代末に改革開放政策が始まって以来、中国は知的財産権保護の面で長足の進展を成し遂げ、知的財産権制度を徐々に構築し整備することで、経済の健全な発展と社会の全面的な進歩を力強く推し進めてきた。

まず、中国は知的財産権を保護する世界の主な条約ならびに協定に積極的に加わり、知的財産権の国際的保護の義務を厳格に履行している。1980年6月3日に世界知的財産権機関のメンバーとなって以降、中国は相次いで『工業所有権の保護に関するパリ条約』、『標章の国際登録に関するマドリッド協定』、『文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約』、『国際著作権条約』、『植物の新品種の保護に関する国際条約(1978年改正条約)』、『知的財産権の通商関連面についての合意』を含む知的財産権保護関連の14種類の国際条約および協定に加盟してきた。責任ある一大国として、中国は知的財産権保護の国際的義務を厳格に履行すると同時に、知的財産権保護をめぐる国際的ルール調整および整備にも積極的に力を注ぎ、世界各国が科学技術の進歩と文芸の繁栄がもたらす成果と利益を分かち合うことができるよう努めている。

次に、中国は、国際的ルールに適合し、種類も整った知的財産権の法律制度を徐々に作り上げている。1980年代以来、中国は、『特許法』、『商標法』、『著作権法』、『コンピュータプログラムの保護に関する条例』、『集積回路のレイアウト設計の保護に関する条例』、『植物新品種保護条例』、『知的財産権保護税保護条例』等、知的財産権保護の主要分野をカバーする法律、法規を公布し、実施するとともに、それにかかわる一連の実施細則ならびに司法解釈を公布して、中国の知的財産権保護に関する法律制

(出所) 上海世博局ウェブサイト、ジェトロ仮訳

度を整備してきた。このほか、『刑法』には、知的財産権の侵害行為が負うべき刑事責任について明確な規定がなされている。2001年12月11日のWTO加盟に前後して、中国は知的財産権保護に関する法律、法規について全面的な改定を行ったが、それにより、中国の知的財産権の法律制度は、その立法精神、保護される権利の内容、保護基準、法的救済手段といった面で、WTOの『知的財産権の通商関連面についての合意』の要求に適合するものとなった。

第三に、中国は知的財産権保護のためのバランスが取れ効率の高い法執行システムと保護業務のメカニズムを徐々に確立し、整備している。知的財産権保護の実践の中で、中国は、行政保護と司法保護を平行して行う知的財産権保護モデルを構築した。中国の中央政府レベルで知的財産権保護にかかわる部門は主に、国家知的財産権局、国家工商行政管理総局、新聞出版総署、国家版權局、文化部、農業部、国家林業局、公安部、税関総署等である。中国政府は、日常的な監督管理とテーマ別の特別対策を結びつける形で、知的財産権の行政保護の強化に力を入れている。同時に、行政的な法執行機関と公安機関、人民検察院、人民法院との連携にも力を入れて、行政的な法執行と刑事司法とが協力するメカニズムを初歩的に構築し、法に基づき知的財産権侵害の各種違法行為を取り締まることで、著しい成果をあげている。

第四に、中国政府は知的財産権の宣伝普及業務も非常に重視しており、知的財産権保護にかかわる社会全体の意識の向上にも努めている。2004年から、毎年4月20日から26日を「知的財産権保護宣伝週間」と定め、新聞雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなメディアを利用し、研究会、コンテスト、公益広告の製作といったさまざまな形式を通して、社会全体で知的財産権保護にかかわる宣伝教育活動を繰り広げ、「働くことを大切に、知識を大切に、人材を大切に、創造を大切に」ことを唱導し、人々の財産権保護意識を向上させ、知的財産権の保護のために望ましい社会的環境を作るために取り組んでいる。

新世紀の初めに当たり、中国は現在、科学教育による国家振興戦略、人材強国戦略を実施している。2006年1月9日の全国科学技術大会で、中国ははじめて、15年の時間を使って、創造型国家の仲間入りをするを打ち出した。これは、経済のグローバル化、科学技術が日進月歩の発展を続ける世界の新しい情勢に対応して中国政府が打ち出した戦略的決定である。創造型国家の建設過程で、中国政府は引き続き対外開放の姿勢を採り、中国の知的財産権保護を新たな水準に高めるべく力を尽くす。

二、上海世界博覧会の知的財産権保護強化の重要性

世界博覧会は人類文明のギャラリーである。1851年に近代的意味の初めての世界博覧会としてイギリスのロンドンで「万国工業博覧会」が開催されて以来、世界博覧会は徐々に、人類が新しい思想、新しいアイデア、新しい科学技術、新しい発明、新しい創造を披露するステージとなってきた。「全ては世界博覧会から始まる」。ハンバーガーからピザまで、目覚まし時計、フィルムから電話、プリンタ、テレビまで、高速鉄道、航空機から宇宙船、スペースシャトルまで、産業革命以来、人類がさまざまな分野で成し遂げた創造の成果は、そのほとんどが世界博覧会で初めて披露され、あるいは世界博覧会の場を借りて伝播され普及されてきた。155年の間に、世界博覧会は徐々に、人類が歴史的な経験を総括し、聡明さと才知を示し、協力の精神を凝集させ、文明の成果を交流する重要なステージと

(出所) 上海世博局ウェブサイト、ジェトロ仮訳

なり、人類の近代文明の進歩を示す歴史的な証人となった。

世界博覧会が人類の創造の成果を集中的に披露する場であるがゆえに、この盛大なイベントの成否は知的成果に対する主催国の十分な保護と切り離して考えることはできず、また主催国の有効な知的財産権保護制度と切り離しては考えることもできない。世界博覧会の準備と開催の過程において、各参加者の展示品や宣伝用品、各参加者の展示館、展示パネル、展示台の設計と装飾、各参加者が展示エリアで販売する記念品、各参加者が組織するフォーラムおよび各国の文芸関係者によるパフォーマンスは、大量の知的成果（以下「各参加者の知的成果」と称する）にかかわるものである。その各参加者の知的成果は、世界博覧会主催国で十分に保護されてはじめて、世界博覧会で真に十分に示され、世界博覧会を通して普及し、伝播されることが可能となる。中国政府は、主催国の知的財産権保護制度が世界博覧会開催の成功を保障するものであり、世界博覧会がその宗旨を実現するための前提であることを十分に認識している。『国際博覧会条約』ならびに博覧会国際事務局の規則制度も、世界博覧会の主催国に対して、その国内法の下で各参加者の知的財産権に対する保護を強化するよう特別に求めている。

2002年12月3日、中国政府は2010年世界博覧会の開催権を獲得した。「Better City Better Life（都市、生活をより美しく）」をテーマとする上海世界博覧会は2010年5月1日から10月31日まで、黄浦江兩岸で開催される。開催時、中国政府は200の国々ならびに国際組織を参加者として招き、参加者は上海世界博覧会のテーマをめぐり、その都市生活面で成し遂げたさまざまな創造の成果を十分に披露することになる。

上海世界博覧会は中国にとって、第十一次五カ年計画期間中の重要なプロジェクトであり、中国が創造型国家を建設する上で重要なプロジェクトであり、また同時に、上海が都市の国際的競争力を向上させる上で重要な契機でもある。中国政府は、上海世界博覧会を成功させ、目標である「成功し、すばらしく、忘れがたい」万博を成し遂げるためには、各参加者の知的成果に対する保護を確実に行わねばならず、わが国の知的財産権保護制度を強化し完備しなければならないことを十分に認識している。それこそが、上海世界博覧会の準備、開催業務において、重要で差し迫った任務である。

三、上海世界博覧会の知的財産権保護強化の具体的措置

中国政府は、国内の知的財産権の法律、法規ならびに中国政府が締結、加盟している国際条約、国際協定に照らし、法に基づき各参加者の知的財産権を保護する。

中国の現行の知的財産権の法律制度を依拠とし、各参加者の知的成果に対する保護を強化するため、中国の政府関連部門ならびに上海世界博覧会組織者は、手順の簡略化、サービスの改善、法執行の強化、宣伝の拡大といったさまざまな方式を通して、各参加者のために知的財産権保護のための恵まれた法治環境を整えることで、より多くの創造の成果が上海世界博覧会で十分に披露され、上海世界博覧会が真に、「成功し、すばらしく、忘れがたい」国際的イベントとなるよう努める。

上海世界博覧会各参加者の知的財産権保護のために中国政府が採る具体措置は以下の通りである。

- ① 中国の政府関連部門は、法に基づき、各参加者が特許申請、商標登録申請、著作権登録申請（コンピュータソフトウェアの登録申請を含む）、植物新品種申請、集積回路のレイアウト設計登録申請、

(出所) 上海世博局ウェブサイト、ジェトロ仮訳

知的財産権税関登録申請等の手続きをしやすいよう、便宜をはかる。

- ② 上海世界博覧会組織者は、各参加者に対し、中国で登録され、専門的な資質を有し、評判のよい知的財産権代理機構のリストを提供し、参加者が選択、利用できるようにする。
- ③ 上海世界博覧会開催期間中、中国の政府関連部門は上海世界博覧会の会場エリア内に共同で現場事務取扱機構を設置し、各参加者からの知的財産権保護に関する相談を統一的に受け付け、知的財産権関係事務について各参加者を指導するとともに、各参加者の知的財産権をめぐるトラブルの調整、解決をはかる。
- ④ 上海世界博覧会の準備、開催期間中、中国の政府関連部門は全国知的財産権保護の通報・苦情サービスセンターならびにその苦情ホットラインを利用して、各参加者の知的財産権侵犯をめぐる苦情、通報を統一的に受け付ける。
- ⑤ 中国の政府関連部門は、知的財産権の行政的保護に力を入れ、事例の移送、情報の通知、調査協力、情報共有のメカニズムを形成し、部門を越え、地域を越えた協力を通して、参加者の知的財産権に対する侵犯行為を迅速に、効果的に取り締まる。
- ⑥ 中国の政府関連部門ならびに上海世界博覧会の組織者は、さまざまな形式を通して知的財産権保護の宣伝、研修活動を行い、社会全体の知的財産権保護意識を高め、上海世界博覧会の開催のために恵まれた法治環境を作り出す。
- ⑦ 上海世界博覧会の組織者は、各参加者に対して知的財産権保護に関するガイドを提供し、各参加者の様々な知的成果が中国でどのように有効に保護されるかについて詳しく説明する。
- ⑧ 上海世界博覧会の開催期間中、上海世界博覧会の組織者は、各参加者の知的成果が侵犯されないよう、必要な措置を採る。中国の法律によって許されている場合を除き、上海世界博覧会の組織者は、各参加者の展示、フォーラム、パフォーマンスを許可なく録音、録画することを禁止する。
- ⑨ 上海世界博覧会の組織者は、各参加者の展示品につき展示証明を提供し、各参加者が上海世界博覧会ではじめて展示した発明品、創作物が、展示の日から6ヶ月間、中国で特許を申請する際に新規性を失わないようにし、また各参加者が上海世界博覧会上で展示した物品が初めて使用した商標が、展示の日から6ヶ月間、中国で商標登録を申請する際に優先権を与えられるようにする。
- ⑩ 上海世界博覧会の組織者は、各国の文芸関係者によるパフォーマンスに対してパフォーマンス証明を提供し、各参加者の知的財産権手続きを指導し、手助けする。

本概要を基礎として、中国の政府関連部門は、上述の十項目の措置を早急に詳細化することで、具体的な業務プランを形成し、各参加者の財産権保護を確実に強化する。中国政府は、上海世界博覧会に参加する各参加者の知的成果を全面的に、十分に、有効に保護して、上海世界博覧会を真に、新世紀初頭において人類の文明の成果を披露する重要なイベントとすることを決心しており、また中国政府はその力を持っている。

以 上